

金城学院大学大学院人間生活学研究科学位（課程博士）審査規程

(2000年3月2日制定)
最終改正 2016年9月29日

(目的)

第1条 金城学院大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第4条第1項に基づく博士の学位（以下「課程博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 課程博士の学位を申請することのできる者は、金城学院大学大学院学則（以下「学則」という。）第21条の規程により、人間生活学研究科博士課程・後期課程（以下「後期課程」という。）の第3学年に在学し、授業科目につき修了要件単位6単位以上を修得又は修得見込みで、必要な研究指導を受けた者とする。ただし、特に優れた研究業績を挙げた者については、第1学年以上在学すれば、足りるものとする。

(申請資格認定)

第3条 博士論文提出資格の認定は、研究経過報告書、研究業績、博士論文執筆計画書に基づき後期課程専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）が行い、人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に報告するものとする。

2 第1項に規定する研究業績は、原則として学術雑誌に掲載又は掲載が決定している原著論文2編以上で、少なくとも1編はレフェリー付き論文とするが、分野によってはそれに準ずるもので代えることができる。論文が共著である場合は、原則として、申請者がファースト・オーサーであること。

(申請手続等)

第4条 課程博士の学位を申請しようとする者は、指導教員の許可を得て、指定された期日までに、学位規程別表様式4（1）「学位申請（博士）論文題目届」を人間生活学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。

2 前項の手続きを経た者は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類等各1部を研究科長に提出するものとする。ただし、必要に応じて、写本を提出させるものとする。

- (1) 学位申請書（学位規程様式4（2））
- (2) 学位申請論文（以下「申請論文」という。）
- (3) 申請論文の要旨（2000字～4000字程度）
- (4) 参考論文（必要ある場合）
- (5) 論文目録（学位規程様式4（3））
- (6) 履歴書（学位規程様式4（4））
- (7) 研究業績目録（学位規程様式4（5））
- (8) 共同研究論文使用同意承諾書（共同研究論文使用の場合）

(学位審査)

第5条 学位審査は、学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）による予備審査と本審査（論文審査と最終試験）、その結果の報告に基づく専攻委員会の審査による合否判定からなる。

(審査委員会による予備審査)

第6条 審査委員会は、申請論文提出期限の1カ月前までに、提出予定申請論文の予備審査を行う。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、専攻委員会において選出された本条第2項の教員及び第6項の教員を含む3名以上の有資格者の教員等による委員をもって構成する。

- 2 申請論文提出者の主指導教員及び副指導教員を委員に含めるものとする。
- 3 主査及び副査は、専攻委員会において選任し、研究科委員会において報告了承を得るものとする。
- 4 主査は、原則として申請論文提出者の主指導教員が担当し、副査の1名は申請論文提出者の副指導教員が担当する。
- 5 審査委員会の委員長は、主査が担当し、運営を行う。
- 6 第4項以外の副査の1名は、申請論文提出者の所属する専攻の分野の異なる後期課程担当専任教員が担当する。
- 7 第1項の教員に、後期課程担当専任教員以外の金城学院大学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 8 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

(論文及び最終試験の方法)

第8条 審査委員会は、申請論文の審査及び最終試験を行う。

- 2 各委員は、別表2のうち、学位申請論文の審査基準に基づき、個別に申請論文を審査して合否で評価する。

- 3 審査委員会は、別表2のうち、最終試験の実施要領に基づき、最終試験を実施し、申請論文の内容を中心として、学識と研究能力について審査し、合否で評価する。
- 4 審査委員会は、申請論文の審査、最終試験の評価をもとに審査し、審査委員会としての評価を合否で示す。
- 5 審査委員会における合格の判定は、全会一致を原則とする。

(学位審査報告書)

第9条 審査委員会は、前条の審査の結果を学位審査報告書(以下「報告書」という。)としてまとめ、専攻委員会に提出する。

- 2 報告書には、論文審査、最終試験の評価の要旨を記載する。参考資料として各委員の評価結果を付記する。

(専攻委員会による審査)

第10条 専攻委員会は、報告書に基づき審査し、合否案を作成する。

- 2 専攻委員会における合格の判定には、後期課程担当専任教員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会による審査)

第11条 研究科委員会は、報告書及び専攻委員会の報告に基づき、合否を審議決定する。

- 2 研究科委員会における合格の判定には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他の事項)

第12条 学位規程及びこの規程に定めるもののほか、論文の審査及び最終試験に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科委員会の議決を経て、これを行う。

附 則

この内規は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2008年11月13日人間生活学研究科委員会)

この内規は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2011年1月20日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2015年1月15日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2015年1月15日から施行する。

附 則 (2016年9月29日人間生活学研究科委員会)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表